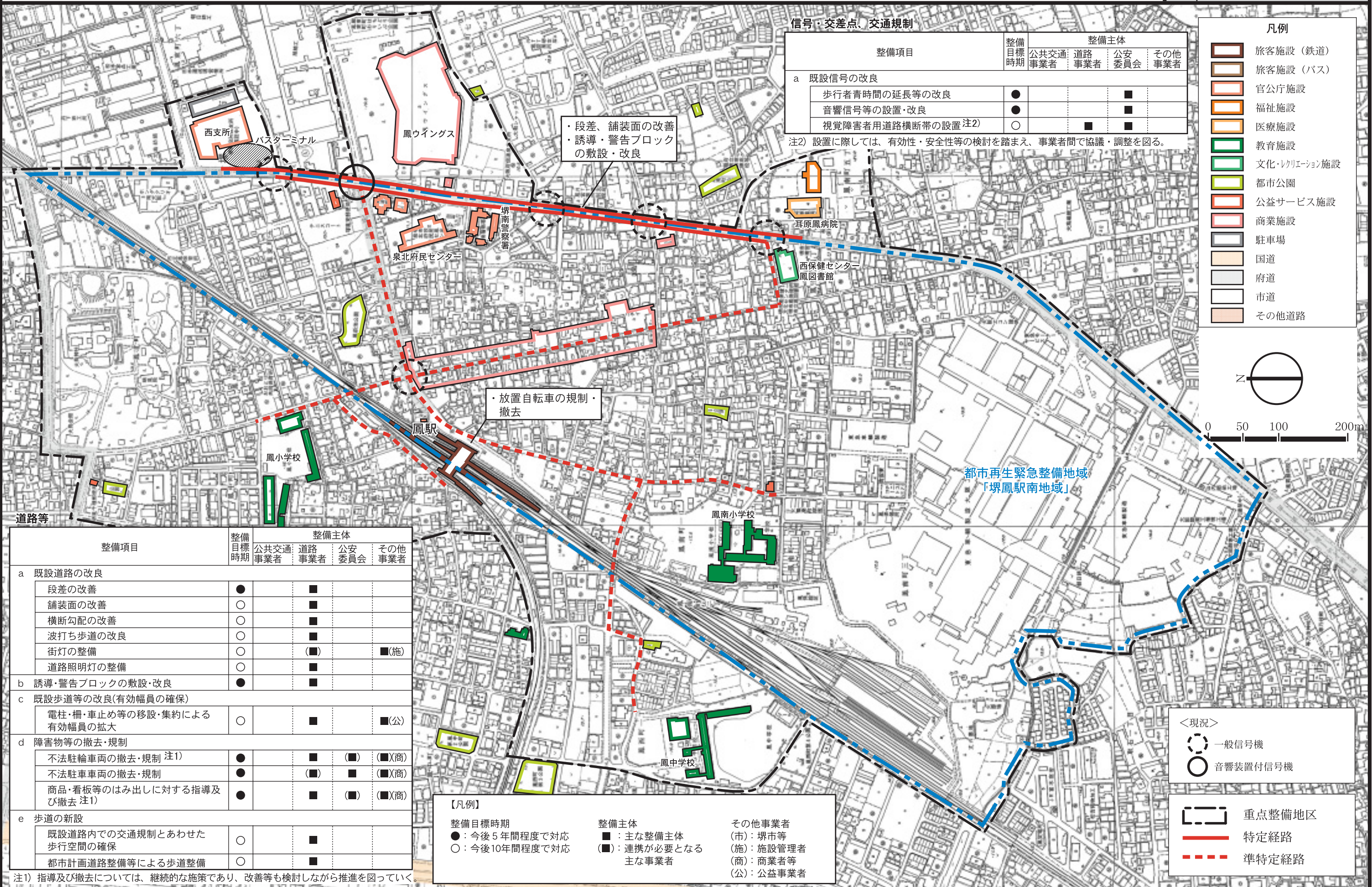


# 交通バリアフリー重点整備地区、特定経路及び整備項目

地区

J R 鳳駅周辺地区



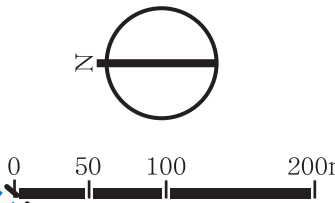
### 信号・交差点、交通規制

整備項目	整備目標時期	整備主体			
		公共交通事業者	道路事業者	公安委員会	その他事業者
a 既設信号の改良					
歩行者青時間の延長等の改良	●			■	
音響信号等の設置・改良	●			■	
視覚障害者用道路横断帯の設置注2)	○		■	■	

注2) 設置に際しては、有効性・安全性等の検討を踏まえ、事業者間で協議・調整を図る。

### 凡例

- 旅客施設(鉄道)
- 旅客施設(バス)
- 官公庁施設
- 福祉施設
- 医療施設
- 教育施設
- 文化・レクリエーション施設
- 都市公園
- 公益サービス施設
- 商業施設
- 駐車場
- 国道
- 府道
- 市道
- その他道路



### 道路等

整備項目	整備目標時期	整備主体			
		公共交通事業者	道路事業者	公安委員会	その他事業者
a 既設道路の改良					
段差の改善	●		■		
舗装面の改善	○		■		
横断勾配の改善	○		■		
波打ち歩道の改良	○		■		
街灯の整備	○		(■)		■(施)
道路照明灯の整備	○		■		
b 誘導・警告ブロックの敷設・改良					
	●		■		
c 既設歩道等の改良(有効幅員の確保)					
電柱・柵・車止め等の移設・集約による有効幅員の拡大	○		■		■(公)
d 障害物等の撤去・規制					
不法駐輪車両の撤去・規制注1)	●		■	(■)	(■)(商)
不法駐車車両の撤去・規制	●		(■)	■	(■)(商)
商品・看板等のはみ出しに対する指導及び撤去注1)	●		■	(■)	(■)(商)
e 歩道の新設					
既設道路内での交通規制とあわせた歩行空間の確保	○		■		
都市計画道路整備等による歩道整備	○		■		

### 【凡例】

整備目標時期	整備主体	その他事業者
● : 今後5年間程度で対応	■ : 主な整備主体	(市) : 堺市等
○ : 今後10年間程度で対応	(■) : 連携が必要となる主な事業者	(施) : 施設管理者
		(商) : 事業者等
		(公) : 公益事業者

注1) 指導及び撤去については、継続的な施策であり、改善等も検討しながら推進を図っていく。

都市再生緊急整備地域  
「堺鳳駅南地域」